

平成22年6月21日開催

全 員 協 議 会 資 料

協議事項

1. 福島町議会の活動を侮辱する北海道新聞の記事に対する
抗議の決議について

議会事務局

1. 福島町議会の活動を侮辱する北海道新聞の記事に対する抗議の決議について

(1) 決議の趣旨

平成22年5月28日の北海道新聞道南版の「やまがら日誌」に「議会改革」の見出しで記載された記事は、福島町議会及び議長があたかも不適切な議会活動を行っているような誤解を読者（福島町民）に与える内容となっている。当議会は、これまで地方自治体の二元代表民主制の本来の在り方を真剣に議論し、「気がついたことから、できることから」を合言葉の一つひとつしっかりと着実に実践している。

本記事は、福島町議会及び議長の活動を否定し侮辱するものであり、強く抗議すると共に、この記事の訂正と記者及び新聞社からの謝罪を強く求め、訂正文・謝罪文の北海道新聞への掲載を要求するものである。

(2) 決議案

別紙のとおり

(3) 今後の予定

- 定例会 6月第2回会議に決議案を提案 6月24日（木）
- 北海道新聞函館支社に決議文を持参 6月29日（火）

(4) 参考資料

- 「やまがら日誌」
- 議員必携（地方議会の当面の課題と議員の心構え）抜粋

2. その他

案

福島町議会の活動を侮辱する北海道新聞の記事に対する抗議の決議

平成22年5月28日の北海道新聞道南版の「やまがら日誌」に「議会改革」の見出しで、福島町議会及び議長があたかも不適切な議会活動を行っているような印象を与える記事が掲載された。

記事の文脈からは、「開かれた議会」を目指した改革メニュー作りだけが先行し、議会基本条例への取り組みがおろそかになっていて、議長は町側に対して対立と排除の論理により議会を主導しているとの、不正確な内容で読者（福島町民）に著しい誤解を与える内容となっている。

福島町議会は、まさに指摘された事柄等が生じないために平成21年4月に議会基本条例を定め、福島町長と福島町議会、そして町民との関係を明確に規定したところであり、このたびの記事は、いかに視点を変えても事実反するものである。

福島町議会は、これまで地方自治体の二元代表民主制の本来の在り方を真剣に議論し、「気がついたことから、できることから」を合言葉の一つひとつしっかりと着実に実践している。

本掲載記事は、福島町議会及び議長の活動を否定し侮辱するものであり、記事について以下のように反論し、強く抗議すると共に、この記事の訂正と記者及び新聞社からの謝罪を強く求め、訂正文・謝罪文の北海道新聞への掲載を要求することを決議する。

記

1. 「やまがら日誌」に対する反論

(1) 1点目の記事内容

「善政（善い政治）」のための町長と議会の協力」の面がおろそか

【反論】

○住民の立場に立って審議を尽くしている

首長、議会がともに住民を代表する二元代表民主制の特徴は、ともに住民を代表する独任制の首長と合議制の議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら町政を進めていくことにある。議会が首長と対等の機関（機関競争・機関対立）として、町の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案をとおして政策形成の舞台となることこそ、二元代表民主制の本来の在り方と考えている。当議会はこの考えにより、基本条例にある善政を念頭に議会運営を行っている。

(2) 2点目の記事内容

「議長は、対立と排除の論理を抑制する方向に議会をリードすべきだ」

【反論】

○「機関対立の原理」を守り、幅広い議論・討議となる正しい批判・牽制と監視に努めている。

当議会在町側に対立と排除の論理を主に議会運営をしている事実はどこにもない。議長は、その職責に基づき町側と適切な調整を図り、議会の秩序を保持している。

(3) 3点目の記事内容

「開かれた議会」が形だけになっていないか

【反論】

○「議会評価」及び「議員の自己評価」でしっかり検証

当議会は平成11年から「開かれた議会」づくりを進め、その集大成として議会基本条例を昨年4月から施行しているものであり、町民に対して議会審議の内容、議員の採決態度、常任委員会活動の内容等を議会報告会や議会だより及び議会ホームページで説明すると共に、町民との懇談も積極的に行っている。

(4) 4点目の記事内容

「改革の目的は、議会自身のためか、町民の幸せのためか」

【反論】

○議会としての使命を果たすこと

議会の使命は、真の地方自治の実現を図ることである。議会改革を進めることは、福島町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することと確信している。

(議活年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

提出先 北海道新聞函館支社長